

教職支援センター

ニューズレター

巻頭言



[学校における合理的配慮をどう考えるか]

今年4月から障害者差別解消法が施行され、障害者への合理的配慮が法的に義務づけられました。この合理的配慮は、個別に必要とされるものとされています。つまり、学校の玄関など出入り口の段差を解消しスロープを設置するといったことは、合理的配慮ではなく基礎的な環境整備という位置付けになります。合理的配慮とは、基礎的な環境整備を行った上で、例えば、スロープを通るときに介助が必要か否か、どのような介助が必要かなどを個別に検討し、具体的に実施していくというものです。

合理的配慮は、英語ではReasonable Accommodationといいますが、Reasonableという単語から「安価である」というイメージが沸きます。厚労省や文科省の合理的配慮の定義でも「過度の負担を課さないもの」ということが説明されているので、初めから「予算はつけませんよ」ということを言い訳しているような印象も持たれかねないのですが、「安価」=「すぐにできる」「利用しやすい」、つまり、簡単に誰でもが利用でき、誰でもが行えるもののように理解することができます。ちなみに、Accommodationは、「便宜」「助け」「融通」ということですが、複数形の“s”をつけて「宿泊施設」という意味で使用されることが多いのかもしれませんが。皮肉っているわけではありませんが、「合理的配慮=安価な宿泊施設(安宿)」ととらえるのは、案外、本質を突いているかもしれないと思えてきます。

法律が施行されたばかりですので、様々なところでキャンペーンが行われています。そのため、合理的配慮というものが少し一般にも広まってきたかもしれません。その一方、これを非常に特別なこと、大変なことに感じている人も多いと思います。これが、文字通り、誰もが普通に利用できる当たり前のことになるように、制度がさらに整えられ、発展し、そして人々の意識が変化していくことを期待します。

さて、学校教育の中では、「一人一人を大切にした教育」として障害のある子供の特別な支援が説明されることも多くあります。ベテランの先生の中には、「そんなことは昔からやってきたことだ」と受け止めている方も多いかもれません。それはそれで間違いはないのですが、合理的配慮は、組織としての一貫性が求められる特別な配慮です。それぞれの教員が個人的に工夫して行うものとは厳密に言うと別個のものです。担任が替わっても、学校が変わっても継続されること、子供にとっては、いつでも、どこでも必要なときに支援が受けられるというのが合理的配慮です。このことはとても重要なことです。

それから、もう一つ。何のために合理的配慮かということもよく考えなければなりません。「このクラスに障害のある子供がいるからこんな配慮をしなければならぬ」とネガティブに考えてはいけません。「あの子がいるから」は、「あの子さえいなければ」にすぐにつながります。それは、排除や差別であり、長い人間の歴史が繰り返してきたことです。障害のある子供と一緒に学ぶということは、人々が共に生きるために必要なことであり、すべての人々が学ばなければならないことです。つまり、合理的配慮を実施することは、すべての子供達、教師達にとって大きな意味を持つことです。



教職教育部門長 庄司和史

教職科目履修ガイダンスを 開きました！

4月5日と6日に、新入生向けに「教職科目履修ガイダンス」を行いました。ガイダンスは3回行いましたが、約350名もの新入生が参加しました。特に、今年度からは工学部での取得可能な教員免許状が増加したため、例年よりも多くの工学部の学生が参加していました。

ガイダンスでは教職課程を履修する上での注意点をはじめ、教職相談室や教員採用試験に向けた学習会などを実施していることを紹介しました。ガイダンス終了後には多くの学生から質問があり、積極的に教職課程に取り組もうとする様子が見られました。（神谷真由美）



4年生の教職課程履修者は、教職課程の総まとめの一つとして「教育実習」に行くことになります。2～3週間にわたる教育実習は、学校運営の実際を「体感」できる貴重な経験となります。大学入学後、「教職に関する科目」や「教科の科目」等を通じて様々な学習を蓄積してきましたが、事前指導では、教育実習における自己課題(学習指導、学級指導、生徒会・部活動指導等)の設定の大切さや、実習中のTPOの大切さ、授業参観の方法、実習における授業設計などに関して、ポイントを絞って改めて確認をしました。大学教員も指導学生の授業参観等のために学校訪問をしますので、学生の成長の一面を確認するいい機会となります。

(荒井英治郎)

教育実習 事前・事後指導報告

教職支援センター教員による研究内容紹介

教職支援センター専任講師の田村徳至です。信州大学4年目となりました。

現在、私が研究しているテーマは「中等教育学校段階における金融・消費者教育のカリキュラム開発」です。信大に赴任する9年前に経済学の一分野である「行動経済学」に出会い、中学校社会科・高等学校公民科における経済分野や消費者教育における単元においてより高い意思決定能力を身につけるための実証的研究を行ってきました。我々は、常に合理的な意思決定をしているとは限りません。時には非合理的な意思決定をすることがあります。さらに、多くの人には損失を嫌う傾向があるにも関わらず、結局、損失を被るような意思決定をしたり、貨幣価値に関して誤った判断をすることがあるのです。

例：株式投資の場合

あなたは、A社株とB社株をそれぞれ1単位100,000円で購入しました。現在、A社株は1単位80,000円、B社株は120,000円になっています。あなたは急に50,000円の現金が必要になりました。A社株かB社株のどちらかを売却しなければなりません。あなたはどちらの株式を売却しますか？(今後、A社株・B社株とも株価の変動がどうなるか予想できない状態であるとする)

この場合、多くの投資家は損失を確定することを嫌うため利益が出ているB社株を売却するという意思決定を行います。一般的に株式投資では損失を出している株式を売却した方が有利という考えなのですが、現実の多くの投資家は株価が下落している株式をそのまま保有し続ける傾向があるのです。

金融商品を選択する際や日常の経済(消費)活動において真に納得した状態で意思決定するために「行動経済学」の概念を活用したカリキュラム開発が必要と考えています。同じ教職支援センターに所属する先生方と経法工学部の先生の協力を得ることができ、研究体制が整いました。今後、先生方のご指導・ご鞭撻のもと研究に邁進していく所存です。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。

(田村徳至)



信州大学人文学部は、2013年の学部改組により人文学科の1学科制(1学年定員155名)となった。2016年は完成年度に相当する。人文学部では、一般開放系学部として教育職員免許状の取得および学芸員資格の取得が可能である。

学部では、社会・国語・英語の中学校一種免許と地理歴史・公民・国語・英語の高等学校一種免許が取得可能で、大学院の人文科学研究科では、社会・国語・英語・ドイツ語の中学校専修免許と高等学校専修免許、地理歴史・公民の高等学校専修免許の取得が可能である。

2006年以前には、高等学校の教育職員免許のみであったため、教員に就職する学生は限定されたものであったが、2007年以降、中学校の免許も取得可能となり、中高一貫校などにも採用される学生が徐々に現れている。

しかし現状では、大学入学時点において教職を希望する学生は一定数存在するが、実際に4年間の履修を経て免許の取得に至る学生は必ずしも多くない。けれども教職希望者は概して学習意欲が高く、人文学部生の学力担保に大いに役立っている。
(人文学部・山本英二)

昨年夏、北海道にて行われた「北方領土ゼミナール」では、北方領土の歴史について学び、元島民の方から北方領土での生活についての話を聞きました。また、ゼミナールには全国から大学生が集結し、北方領土の返還に向けて、何ができるのかを議論しました。

「北方領土ゼミナール」で学んだことをもとに、2月12日、長野市立吉田小学校で北方領土に関する授業を行いました。授業では、まず長野オリンピックのメモリアルデーである2月7日が、北方領土の日でもあることから学習しました。その上で、北方領土に加えて北海道と樺太、千島列島の島型の模型をグループごとに配布し、これまでに日本とロシアとの間で結ばれた条約で、それぞれが日本かロシアのどちらの領土になったのかを、グループごとに考えながら北方領土の歴史について学習しました。子どもたちは模型を自由に並べて、北海道と北方領土との位置関係を考えたり、条約ごとにどこが日本の領土だったのかをグループで盛んに意見を出し合ったりしていました。最後に、海産物を中心に、北方領土問題は、私たちの生活に深く関わることであるため、長野県に住む私たちでも、関心を持つ必要があることを確認しました。

また同日午後には、長野市にて北方領土返還要求長野県民会議が開催され、「北方領土ゼミナール」での体験や、吉田小学校での授業について、発表をさせていただきました。

普段の大学生活では体験できない学習をすることができ、とても有意義な経験をすることができました。

(人文学部人文学科英語学分野4年 村田拓海)



吉田小学校の6年生への授業の様子



長野県民大会での発表の様子

[機転の利く教員の養成をめざして]

刻々と変化する社会状況の中、常に特定性の中で展開される教育実践に対応できる教員養成とは。そのような問いを常に念頭に、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(文部科学省2015)を、ちょっと気にしながら、専門学部の教職科目を担当している。前掲報告書では、「時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、その時々状況に応じた適切な学びを提供」できる教員、つまり、機転を利かせて臨機応変に子どもたちの学びを充実させることのできる教員が、これからは必要だというのである。

しかし、このことはヘルバルトのいう教育的タクトそのもので目新しいことではないのだが、決められたことを確実にこなすことに慣れている学生たちには、かなりハードル高い目標のようである。

ここからは、繊維学部での授業の一場面である。私の授業では、身近な素材を学習活動にどう生かすかを、常に学生に要求している。学生に問うてみた。「生協は桑の実ホールってなっているけれど、桑の実、見たことある人？」なんと数人しか手が挙がらない。校内に桑の木がいたるところに植えられているのである。理科学習は自然現象相手である。桑の実が熟しているこの時期を逃したら、学びの場を失ってしまう。「学習はタイミングを外したらだめなんだよ」と、さっそく教室から農場へ移動。座学に慣れている学生たちには一瞬の戸惑いと難しい話から解放されるうれしさが窺える。学校教育でも、状況は同じである。こういった体験を積み重ねれば、実際の教壇に立ったときに応用することはできない。移動途中も、校内の草木を観察しながらは当然である。「こんなところにくるみの木がある」と目を輝かせる学生が登場し出す。桑畑に到着すると、おそろおそろ食べてみる学生もいれば、桑の実を踏んで、靴が汚れたと走り回っている学生。カイコが葉を食べるのだから、人間も食べれるのかなと興味広がる学生たち。桑の実から、いろいろな世界が広がって行くことを体験した学生たちのレポートは、ほとんどが「急に農園に行くことになった」という出だしで始まり、自分が農園で体験したことを生き生きと記録していた。当然、桑の実から、どのような学習活動を生み出すことができるかは、個人の課題としたが。他学部でも、梅や杏を採ったり、日食を観察したり、柿を採ったりと、それぞれのタイミングで、授業の中に組み込んでいる。この機転を利かした体験活動を、教材研究や授業設計などに生かしてほしいと願っている。(小山茂喜)



教職支援センター4月・5月・6月の動き

- 長野県総合教育センターとの覚書が締結されました(4/1)。
- 教職支援センター運営委員会が開かれました(6/2)。
- 教育委員会(長野市・松本市・上田市・伊那市・南箕輪村)へ授業協力の依頼に行きました。
- 校長会(長野市・松本市・上田小県・上伊那、伊那市)へ授業参観の依頼に行きました。

編集後記

教職支援センターニュースレターは第2号を迎え、センターの内外から、教職教育にまつわるさまざまな原稿をお寄せいただくことができました。今後、センターの活動紹介だけでなく、教職教育に関係する皆様をつないでいく役割も果たしていけたらと願っています。次号以降も、ご協力をお願いいたします。(広報担当:河野桃子)

